

取引参加者による組織再編の承認等に係る「取引参加者規程」等の一部改正について

平成 21 年 11 月 19 日
株式会社 名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所の取引参加者規程では、取引参加者が合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所による承認を受けることとしているが、株主総会の決議や承認を要しない簡易組織再編又は略式組織再編（以下「簡易・略式組織再編」という。）による合併等については、あらかじめ届出のみを行うこととしている。

しかし、昨今の取引参加者における再編の活発化に伴い、簡易・略式組織再編による合併等であっても、事業戦略の変更など取引参加者の経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるケースが発生する可能性も考えられることから簡易・略式組織再編による合併等についても、一定の規模を超える場合には当取引所の承認を受けることとするなど、取引参加者規程等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 「承認事項」の範囲の見直し

簡易・略式組織再編による合併等として届出事項になっているもののうち、次の①から⑤までに掲げる条件に該当する行為については、新たに承認事項とする。

① 他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併

合併に際し交付する存続会社の株式に 1 株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合

② 分割による事業の一部の他の法人への承継

分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の 20 分の 1 を超える場合

③ 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継

分割により交付する承継会社の株式に 1 株あたり純資産額を

(備 考)

・取引参加者規程第 21 条第 9 号

・取引参加者規程施行規則第 13 条の 2

乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合

④ 事業の一部の譲渡

譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の 20 分の 1 を超える場合

⑤ 事業の全部又は一部の譲受け

譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合

(2) 合併等に関する事前通知

承認に係る審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、新たに承認事項とする合併等に関する当取引所への事前通知は、原則として、当該行為の決議又は承認に係る取締役会などの意思決定機関による決定の 2 週間前までに行うこととする。

・取引参加者規程施行規則第 12 条

(3) 「確認書」制度の導入

取引資格取得に係る審査及び合併等の承認に係る審査において、反社会的勢力との関係がないことを示す当取引所所定の「確認書」の提出を取引参加者に求めることとする。

・取引参加者規程施行規則第 2 条第 2 項第 6 号、第 13 条第 2 項第 6 号

(4) その他

その他所要の改正を行うものとする。

・取引参加者規程施行規則第 17 条

3. 施行日

平成 21 年 11 月 24 日から施行する。

以 上